

(仮称)宮古広域公園基本計画

平成 29 年2月

**沖縄県 土木建築部
都市計画・モノレール課**

<目 次>

第1章 計画与件の検討

| | |
|----------------------|---|
| 1. 公園区域の設定 | 1 |
| (1) 公園区域の考え方 | 1 |
| (2) 区域内の独立宅地および墓地の扱い | 1 |
| (3) 区域内の道路の扱い | 1 |
| (4) 公園区域の設定 | 2 |

第2章 基本計画方針の設定

| | |
|----------------------|----|
| 1. 基本方針の設定 | 5 |
| (1) 基本構想における理念や基本方針等 | 5 |
| (2) 基本計画における個別方針 | 5 |
| 2. ゾーニング | 8 |
| (1) ゾーニング案 | 8 |
| (2) ゾーニングの比較検討 | 10 |
| (3) ゾーニング計画 | 11 |

第3章 基本計画

| | |
|----------------------------|----|
| 1. 環境保全・育成計画 | 13 |
| (1) 環境保全の考え方 | 13 |
| (2) 計画段階環境配慮書項目ごとの環境保全のあり方 | 13 |
| (3) エコアイランドの実現に向けた取り組み | 15 |
| 2. 利用計画 | 16 |
| (1) 利用フレームの設定 | 16 |
| (2) 利用プログラム計画 | 18 |
| (3) 津波災害への対応 | 25 |
| 3. 土地利用計画 | 28 |
| (1) 施設配置計画 | 28 |
| 4. 施設計画 | 33 |
| 5. 景観形成計画 | 40 |
| (1) 景観形成方針 | 40 |
| 6. 植栽計画 | 42 |
| (1) 植栽コンセプト | 42 |
| (2) 植栽ゾーニング | 43 |

第4章 管理運営計画

| | |
|---------------|----|
| 1. 管理運営体制の検討 | 45 |
| (1) 管理運営方式の検討 | 45 |
| (2) 市民参画のあり方 | 45 |
| 2. 維持管理計画 | 47 |
| 3. 利用管理計画 | 48 |

第5章 ネットワーク計画

| | |
|------------------------|----|
| 1. 道路・交通ネットワーク | 51 |
| (1) 道路ネットワーク | 51 |
| (2) 自転車・歩行者ネットワーク | 53 |
| (3) 公共交通ネットワーク | 54 |
| 2. 利用ネットワーク | 55 |
| (1) 連携を図るべき資源・施設等とその内容 | 55 |
| (2) 連携推進のために | 57 |

第1章 計画与件の検討

1. 公園区域の設定

(1) 公園区域の考え方

公園の位置と区域については、平成 26 年 12 月に策定された「宮古圏域広域公園基本構想検討業務」において、宮古島の南西海岸にある前浜ビーチとその背後と決まり、最大 56ha が確保可能とされた。

本計画では、この外縁部を中心に、宅地化の動向や法規制の状況、海域利用の是非などを含めて検討を行い、基本計画の対象となる公園区域を設定した。

ア) 自然地の取り扱い

海側の都市計画公園の区域境界は、行政区域を基本とする。

イ) 隣接集落との境界のあり方

本公園と隣接する集落・宅地群との境界は、住環境や経済活動への影響が少なく、公園内の配置計画にも支障の少ない境界とする。

(2) 区域内の独立宅地等の扱い

県道保良上地線沿いに立地する宅地、建築物については、最終的には公園区域から除外するが、敷地形状等が不明であり、規模も小さいため、基本計画の検討段階では除外しないこととする。

(3) 区域内の道路の扱い

区域内の市道、農道、里道の取り扱いは以下を基本とする。

| | |
|-------------|------------------------------|
| 市道① 仲ネク線 | 市道の機能を維持する。一部は公園内道路となる |
| 市道② 来間線 | 市道の機能を維持する。公園内道路として付け替え可 |
| 市道③ ミナアイ原線 | 公衆用道路の必然性が失われるため廃道とする |
| 農道① ネクラ線 | 廃道とする |
| 農道② 皆愛中線 | 公園外となる場合は存地、公園区域内となる場合は廃道とする |
| 里道① 皆愛中線～海岸 | 公園敷地とする |

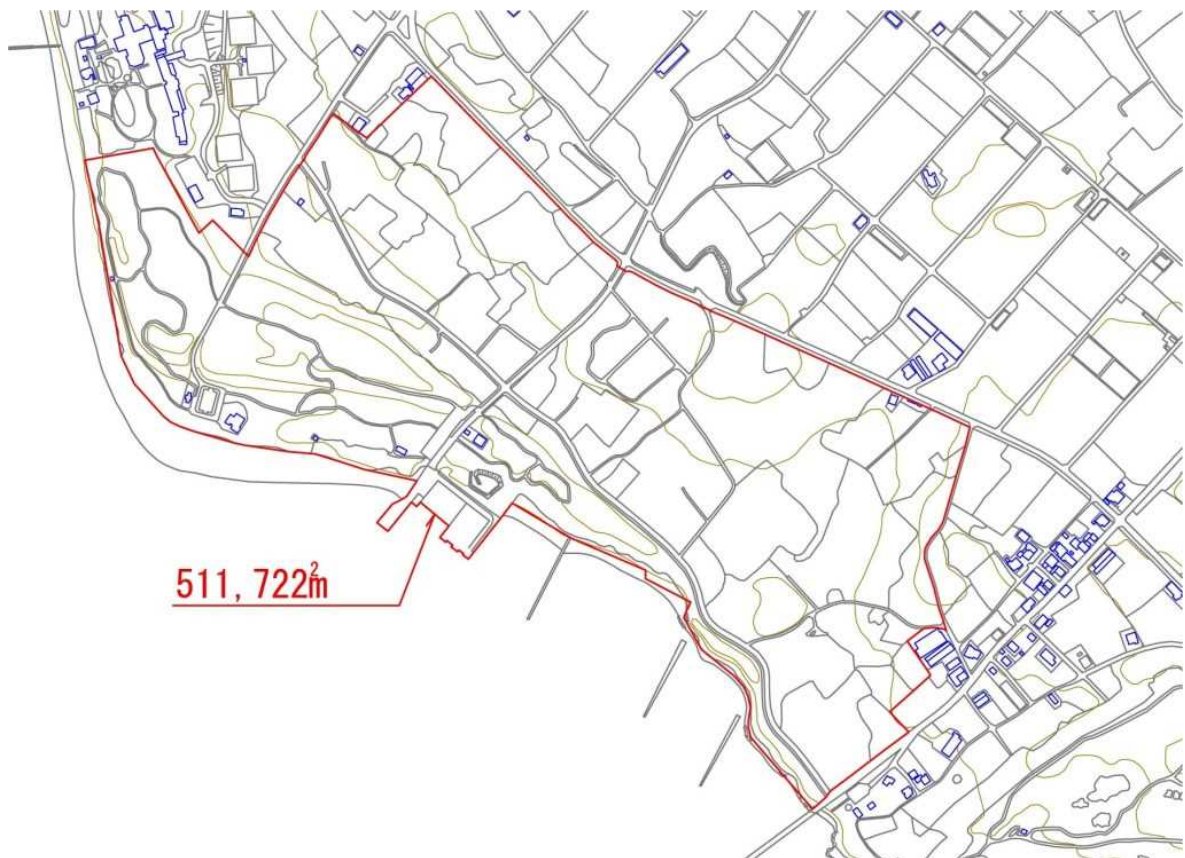


図 3 公園区域図

上図で示した区域図から、公園計画面積を 51.2ha とする。

第2章 基本計画方針の設定

1. 基本方針の設定

(1) 基本構想における理念や基本方針等

平成 26 年 12 月に策定された「(仮称) 宮古広域公園基本構想」の中では、基本理念に掲げられた『ミヤークヌ・オー・イム・パーク (宮古の青い海公園)』を実現すべく、「自然と景観」、「利用・活用」、「整備・運営」の 3 つの柱で、取り組みの方針が示されている。

○自然と景観に関する方針

- ・優れた自然環境の保全と創出・活用
- ・宮古島らしい景観の保全と新たな公園景観の創出
- ・エコへの配慮

○利用・活用に関する方針

- ・地域住民の日常レクリエーションへの対応
- ・観光及び滞在型レクリエーションへの対応
- ・多彩なイベント、スポーツコンベンションへの対応
- ・宮古圏域の歴史・文化の活用と発信
- ・人的資源の活用 (地元住民と観光客との交流)
- ・公園利用者の安全・安心の確保

○整備・運営に関する方針

- ・地域振興に寄与する公園づくり
- ・宮古圏域の防災に寄与する公園づくり
- ・管理負担を軽減できる公園づくり
- ・既存施設との連携と役割分担
- ・段階的整備の実施
- ・適切な公園マネジメントの実施による公共サービスの向上

(2) 基本計画における個別方針

ここでは、詳細な敷地条件の把握や上位・関連計画等との整合等を踏まえて、基本計画としての個別具体の方針等を以下に掲げる。

ア) 自然と景観に関する方針

公園の計画地である前浜周辺は、ロコミサイトで日本一と称される、白い砂浜と青い海が続く美しいビーチと、その背後地に連続する典型的な海岸植生の樹林地を中心に形成されている。

本公園の最大の魅力はこの優れた自然、そして景観であることから、まずはこれらを保

全したうえで、自然や環境に大きな影響を及ぼさない範囲での利活用、そしてそのための必要最小限の施設等の整備という方針で取り組むこととする。

○優れた自然環境の保全と創出・活用

- ・ビーチ、海、樹林地の一体的な保全
- ・自然の連続性の確保
- ・新たな自然環境の整備
- ・優れた自然環境を保全するための活用

○宮古島らしい景観の保全と新たな公園景観の創出

- ・優れた眺望景観の保全
- ・新たな公園景観づくりと発信

○エコへの配慮

- ・自然エネルギー等の最大限の活用
- ・資源の有効活用のためのリサイクル等への取り組み
- ・エコへの取り組みの発信

イ) 利用・活用に関する方針

本公園の利用では、「多様な利用者によるにぎわい・交流の機会づくり」を目標に、「公園内外の資源・資質を活かした多彩な利用サービスを展開し、「安全管理などの最低限必要なサポートを行う」ということを実践していくこととする。

こうした利用にあたっては、日本一と称される与那覇前浜の砂浜と海、背後の樹林地、それらが織りなす景観などを最大の資源と捉え、その適切な保全・育成を前提とした持続可能な利用がなされるよう配慮する。

そのためには、新たな施設整備は必要最小限のものに留め、多様な利用を推進するための利用サービスというソフト面を重視し、いつ公園に来てもし楽しめる仕掛けがあり、サポートする人があり、大規模イベントなどを通じて非日常の体験もできる公園づくりを行う。

また、地域住民の利用満足度の高い公園を目指すことで、観光利用も自ずと増加し、そこで様々な交流が生まれ、新たな公園文化が醸成されるような公園利用を目指すこととする。

○地域住民の日常レクリエーションへの対応

- ・子どもの遊び空間の充実
- ・健康づくりの支援

○観光及び滞在型レクリエーションへの対応

- ・海辺の癒し空間の提供
- ・多様な季節や時間帯の利用が楽しめる仕組みの提供
- ・国際観光への対応

○多彩なイベント、スポーツコンベンションへの対応

- ・大規模イベントへの対応
- ・スポーツコンベンションへの対応

○宮古圏域の歴史・文化の活用と発信

- ・歴史・文化の活用
- ・新たな公園文化の醸成と発信

○人的資源の活用（地元住民と観光客との交流）

- ・参加の推進と住民等のホスピタリティや技能の活用
- ・交流の場としての公園整備と機会提供

○公園利用者の安全・安心の確保

- ・日常利用での安全・安心の確保
- ・災害時の安全確保

ウ) 整備・運営に関する方針

本公園での計画づくりへの取り組みは通常の公園とは異なり、ここでの方針の検討順どおり、まずは優れた自然環境の保全があり、これを活用するための利用プログラムなどのソフト面からの取り組みがあり、最後に保全や利用を支援するための空間や施設整備という順序となっている。

しかし、公園整備には多くの時間と費用を要するため、あらかじめソフト面を想定・実践しつつ、並行して適切な整備計画を策定・実行していくことが必要となる。

また、整備された空間・施設等の管理・運営も、それぞれの特性を踏まえたものである必要があり、利用のあり方なども調整を図りながら、宮古圏域の公園の規範となるような管理・運営を進めることとする。

○地域振興に寄与する公園づくり

- ・直接的な経済波及効果に資する公園
- ・多様な間接効果もねらった公園

○管理負担を軽減できる公園づくり

- ・維持管理計画の作成と管理費の試算
- ・メンテナンスフリーの導入
- ・民間活力の導入と収益事業の展開

○既存施設との連携と役割分担

- ・公園内の施設との連携
- ・公園周辺の施設との連携

○段階的整備の実施

- ・敷地条件や周辺ニーズを勘案したステージプランの作成
- ・見直しも想定したプランの作成

○適切な公園マネジメントの実施による公共サービスの向上

- ・公園経営という視点での取り組み
- ・適切なPDCAサイクルの導入

2. ゾーニング

(1) ゾーニング案

ゾーン配置においては、広場の配置上から次の2案を検討した。

A案 ——スポーツゾーン東配置案

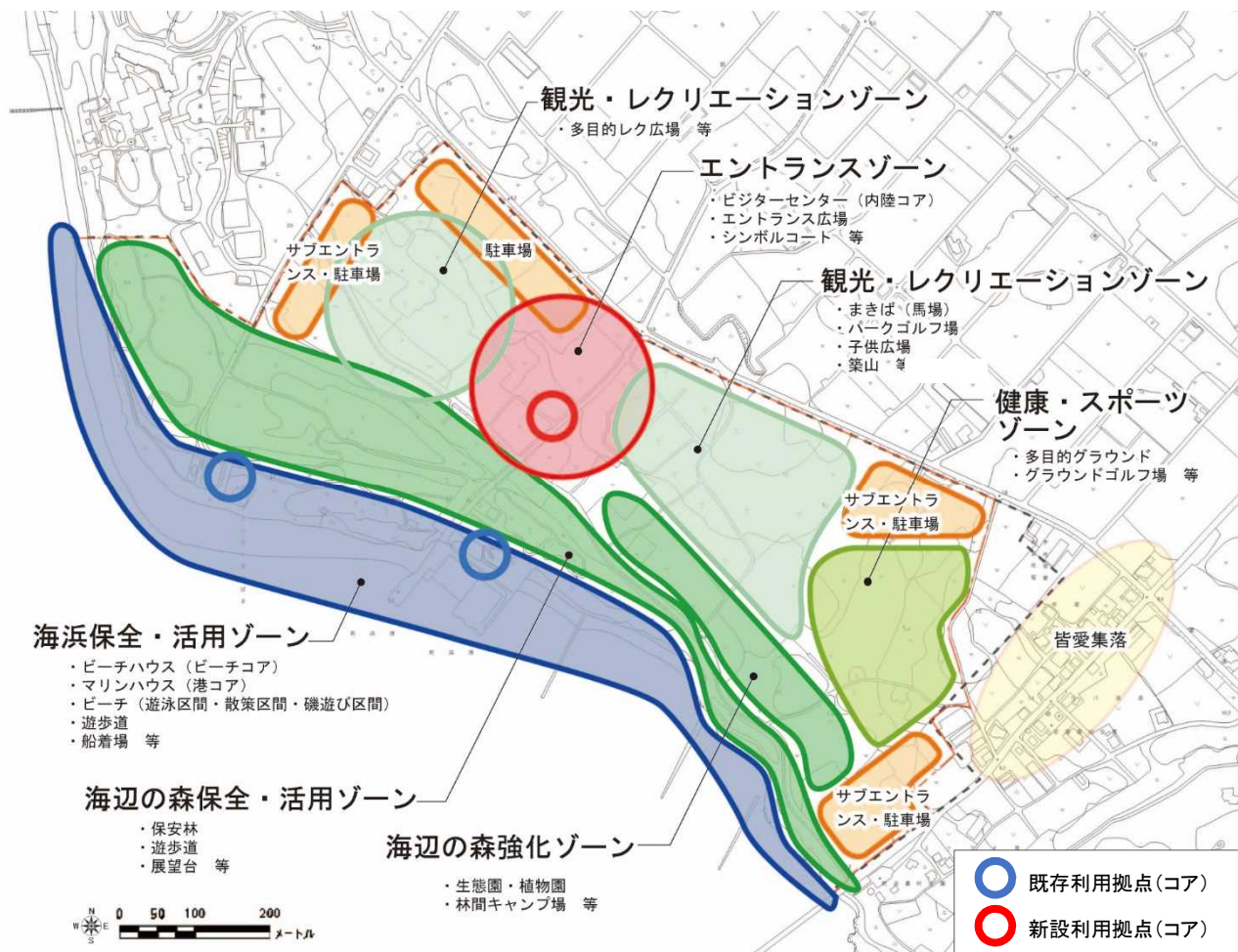


図 4 ゾーニング A 案

B案 — スポーツゾーン西配置案



図 5 ゾーニングB案

両案における各ゾーンの面積は共通であり、次表のとおりである。

表 1 ゾーン規模概要

| ゾーン名称 | 概略面積 (ha) (A案・B案とも各ゾーン規模は同じ) |
|-----------------------------|---------------------------------|
| エントランスゾーン (サブエントランス・駐車場等含む) | 10 |
| 健康・スポーツゾーン | 6 |
| 観光・レクリエーションゾーン | 10 |
| 海辺の森強化ゾーン | 5 |
| 海辺の森保全・活用ゾーン | 14 |
| 海浜保全・活用ゾーン | 4 |

(2) ゾーニングの比較検討

ア) 計画段階環境配慮書における比較

計画段階環境配慮書においてゾーニングA・B案を比較した結果は次の通りである。

| 項目 | | A案 | B案 |
|----------------|------|--|----|
| 陸域生物 | 陸域植物 | △+ | △- |
| | 陸域動物 | △ | △ |
| 生態系 | | △+ | △- |
| 景観 | | △ | △ |
| 人と自然との触れ合い活動の場 | | △ | △ |
| 歴史的・文化的環境 | | △ | △ |
| 総合評価 | | △ | △ |
| | | △ : ほとんど差はない △+ : わずかに優れている △- : わずかに劣っている | |

- 陸域動物、生態系、景観、人と自然との触れ合い活動の場、歴史的・文化的環境においては、A案とB案にほとんど差はない。
- 陸域植物及び生態系では、A案がわずかに優れている。
- この差は、共に小規模な「ガジュマル・ハマユビワ群落」の消失に伴うものであり、今後の公園計画の詳細検討（動線計画や施設配置計画等）の中で、消失の程度を抑えたり、代償植栽の実施等により、この影響を最小限に抑えることができる可能性がある。
- 以上のことから、現時点ではA案とB案における優劣はつけがたいと評価される。

イ) 公園計画としての比較

環境面からの評価とそれに対する知事意見等を踏まえ、利活用などを考慮した公園計画としての総合的な検討結果は次の通りである。

- 計画段階環境配慮書の総合評価では、A案、B案の優劣はつけがたいと評価した。
- 知事意見では、隣接集落への騒音の影響の考慮や自然植生の改変の回避等が求められ、こうした指摘に対応できるA案が優位と考えた。
- また「公園東側に位置する下地公園と、公園内の多目的広場の運動機能の連携」や「公園西側で開催されるトライアスロン大会の公園内の大芝生広場を利用したサポート」など、公園利用の面でもA案が優位と考える。
- これを踏まえ、ゾーニングはA案を選定する。

(3) ゾーニング計画

ア) ゾーン区分と内容

ゾーニングの内容は以下の通りである。



図 6 ゾーニング計画図

○エントランスゾーン

- ・公園利用者の玄関口として、広域アクセスや周辺道路の状況なども考慮して配置する。
- ・公園の顔ともなる場所であり、観光利用者にもインパクトを与えるような花と緑による修景を行う。
- ・団体利用の際の集合・解散の場となる広場やメインの駐車場、管理事務所などを配置する。

○観光・レクリエーションゾーン

- ・観光客や市民が入り交じって楽しめる場とする。
- ・前浜の優れた自然環境や景観に影響を与えないよう、内陸部での整備を基本とする。
- ・観光の目玉となる植物園的な施設や宮古馬牧場、市民利用に対応するピクニック園地的な施設や冒険遊び場、芝生広場などを配置する。

- ・内陸にあっても海が感じられるよう、樹林越しに海が望めるような「高台（見晴らしの丘）」の整備も検討する。

○健康・スポーツゾーン

- ・市民の健康運動からサッカーなどの競技スポーツまでを幅広く行えるゾーンとする。
- ・健康運動では、グラウンドゴルフやウォーキングなどの市民に人気のある運動を行える場を整備する。
- ・競技スポーツでは、サッカーや野球など多目的に利用できるオープンな空間を確保し、市民レベルの大会利用や、複数団体の合宿ニーズなども受け止められるよう、複数面が取れる規模を確保する。

○海辺の森保全・活用ゾーン

- ・現在のモクマオウの樹林地を中心として配置する。
- ・前面のビーチ部分とあわせて、地形や動植物が一体となった海辺のビオトープを形成している場であり、保全を基本とする。
- ・林内には既に遊歩道も整備されており、これらを活かした自然観察等の場としても活用する。
- ・また、モクマオウの人工林から海辺の天然林への転換や、森の厚みを増すことでの更なる自然環境の向上や、海辺の森にふさわしい景観整備を図る。
- ・リニアな形状であるため、サイクリング道や散歩道、ウォーキングコースなどで横方向の連続性を確保していく。

○海辺の森強化ゾーン

- ・現在、モクマオウの樹林地の幅が狭い箇所があり、これを強化するため隣接する内陸側を樹林地として整備する。
- ・樹林地の自然観察施設や、林間のキャンプ場など、樹林と共存する施設を整備し、利活用できる森の整備を図る。

○海浜保全・活用ゾーン

- ・ビーチ部分は、「宮古の青い海公園」を象徴する部分でもあるため、その環境や景観に影響を与えない範囲での活用を図る。
- ・海辺の利用では、水泳やマリンスポーツなどのアクティビティを楽しみたいという要望から、海を眺めてくつろぎたい、散策や食事を楽しみたい、自然を学びたいといった静的な活動まで多様なニーズがあるため、現在の海辺の自然環境や土地利用状況などに応じて、便益施設等の配置を行う。

なお、基本事項として既に改変されている「ウインディまいばま」や「港湾施設」周辺を、利用サービスの拠点として位置づけ、活用することとする。

また、これまでも開催されているトライアスロンやビーチバレーなどの海辺のスポーツイベントは、継続して開催が出来、さらにスムーズな運営が行えるような機能配置を考える。

第3章 基本計画

1. 環境保全・育成計画

(1) 環境保全の考え方

本公園は、美しい海と海辺で知られる宮古島の中でも代表的なビーチである与那覇前浜に面し、優れた自然環境と景観がセールスポイントとなる公園である。このため本基本計画の策定にあたっては、まず環境保全・育成に関する方策等を検討し、これに抵触しないよう土地利用計画や施設計画等を検討した。

本公園での環境保全や育成のあり方について、前項で述べた計画段階環境配慮書での検討結果を中心に、以下のように計画した。

(2) 計画段階環境配慮書項目ごとの環境保全のあり方

ア) 植物

- ・ 砂浜植生域及びその後背地の保安林としての植栽域では、遊歩道の整備に伴う改変を可能な限り回避又は低減するよう努めるとともに、踏圧による砂浜植生への影響回避に努める。
- ・ 既存の遊歩道等を活用し、砂浜・海岸植物への影響を低減する。
- ・ 計画地内の樹林地等については、周辺の緑との連続性の確保、植物の生育の場としての機能の存続に配慮した緑地の保全・創出を図る。
- ・ 保安林内に生育するモクマオウ等の外来種は、枝折れによる危険性・景観性の面から順次伐倒し、在来植物による植栽を進める。
- ・ 計画されている植物園や生態園については、工事に伴いやむなく消失する在来植物等を積極的に活用し、植生自然度や生物多様性の面から緑の質を向上させ（エコアップ）、動植物の生育・生息環境の創出を図る。

イ) 動物

- ・ 計画地内の耕作地には鳥類などの重要な種が確認される可能性があるため、耕作地の改変面積の低減及び段階的な改変並びに生息環境に可能な限り影響を及ぼさないような施設の配置を行う。
- ・ 計画地内の樹林地等については、周辺の緑との連続性の確保、動物の生息の場としての機能の存続に配慮するとともに、ツル植物の繁茂への対策等重要な種を中心とした動物の生息環境の質を高めるための取り組みを行う。
- ・ 計画地に芝地等緑地として管理する場所を設ける場合、一部箇所の刈り取り頻度を抑えるなど、乾性草地に生息する種の生息環境の創出も図る。
- ・ 改変区域に生息する重要な種のうち、自力による移動が困難なものに関しては積極的に

捕獲移動することを検討する。

- ・今後の調査で、ウミガメの産卵や利用が確認された場合、一部のビーチ利用について制限を加えることを検討する。

ウ) 生態系

- ・可能な限り既存の樹林を保全し、植栽する場合は周辺樹林の種構成を踏まえて樹種の選定を行うなど、周辺の樹林地との連続性にも留意した緑地整備に努める。
- ・計画地内に芝地等緑地として管理する場所を設ける場合、一部箇所の刈り取り頻度を抑えるなど、乾性草地に生息する種の生息環境の創出を図る。
- ・各ゾーンや施設の境界には、生物の生息や移動に利用できる緑地帯（コリドー）を創出し、ビオトープ（生物生息空間）のネットワークを配慮した計画とする。
- ・砂浜や遊歩道の散策時に海浜植物等を踏圧しないよう、看板等の設置により注意喚起を促すよう努める。
- ・夜間照明により、夜行性のオカヤドカリ類等の繁殖・産卵行動を阻害しないよう、照明の点灯範囲の制限や向きに配慮するよう努める。

エ) 景観

- ・海浜部にあっては、新たな工作物等の整備は極力控え、整備が必要な場合でも、既存施設のリニューアルや、既に人為的に改変された場所での整備を基本とすることで、自然景観の保全に努める。
- ・その背後に連続する、保安林指定がなされている樹林地も、青い海、白い砂浜、そして緑の森として一体をなすものであり、海岸線に連なる緑のネットワークとしても重要であるため、保全を基調とし、厚みが薄い箇所では植林等による増大を図る。
- ・内陸部の平坦地は、宮古圏域を代表する都市公園として整備することで、緑豊かな景観を創出していく。
- ・公園内に整備する、利用拠点となる施設（建築物等）の整備にあたっては、周辺景観との調和や宮古らしさの演出、建物緑化等を進めることとする。
- ・緑の量の確保のほか、公園として適切な管理を行うことで、美観の維持向上に努める。

オ) 人と自然との触れ合い活動の場

- ・人と自然の触れ合いにおいて、既存の優れた自然環境が最も重要であり、触れ合うための施設整備に際しても自然を改変することはできる限り控え、影響を最小限とする。
- ・特に海浜部の利用拠点となる施設においては、既存施設のリニューアルや既に人為的に改変された場所での整備を基本とすることで、自然景観の保全に努める。
- ・内陸部の平坦地において各種の公園施設を整備する際には、多様な人と自然の触れ合いの場の創出に努める。
- ・利用計画、管理計画において、本公園のすぐれた環境を十分に生かした人と自然の触れ

合いの推進を積極的に図る。

カ) 歴史的・文化的環境

- ・歴史的・文化的環境に対しては、文化財保護法ならびに宮古島市文化財保護条例を踏まえて適切に保存・活用を図る。
- ・御嶽、拝所については、バッファーとなっている周囲の森（木立）の保全を図り、必要に応じて修景等も検討する。
- ・地域の信仰の場でもあることに留意し、その妨げとならないような、適切な利用環境を整える。

(3) エコアイランドの実現に向けた取り組み

本公園では、宮古島市が進める「エコアイランド宮古島」の実現に向けた施策と連携し、ハード面（施設・設備の整備）とソフト面（イベントや利用プログラムの提供）で、次のような事柄を検討、実施する。

| 分野 | 取り組み内容 |
|-------------|--|
| 自然エネルギー等の活用 | <ul style="list-style-type: none">・ソーラー照明灯の導入・太陽光発電施設の導入・小規模風力発電施設の導入検討・EV車（電気自動車）、バイオエタノール車の導入 |
| 資源のリサイクル | <ul style="list-style-type: none">・雨水利用システムの導入検討・植物材料のリサイクル |
| 特殊緑化 | <ul style="list-style-type: none">・屋上緑化、壁面緑化（緑のカーテン）の導入 |
| 普及啓発事業 | <ul style="list-style-type: none">・環境展示の実施・環境学習プログラムやエコイベントの実施 |

2. 利用計画

(1) 利用フレームの設定

ア) 利用者層の想定

○宮古圏域居住者

宮古島圏域は宮古島市と多良間村からなる。ただし多良間村は地理的に隔絶されており、日常的な利用者としては考えにくいことから、離島のほとんどが架橋でつながった宮古島市の人口を圏域居住者とする。

宮古島市人口は平成 22 (2010) 年時点で 52,037 人 (国勢調査) を数えるが、1980 年をピークに漸減しており、将来人口推計では平成 32 (2020) 年に 49,013 人 (国立社会保障・人口問題研究所推計準拠) と予測されている。なお住民基本台帳に基づく人口は平成 22 年末で 55,036 人と国勢調査より 3 千人ほど多く、平成 27 (2015) 年 6 月時点では 54,422 人となっている。

○観光客

宮古島への入込観光客数は、年ごとの増減はあるものの増加傾向にあり、平成 26 年度は 43 万人を数えている。また平成 27 年度からは算定方法が変わったこともあり、前年度比で約 120% と大きな伸びを見せている。

イ) 年間利用者数の推計

年間利用者数を設定するにあたり、公園整備が完了して数年後、運営および利用が安定し始める時期として、2025 年 (平成 37 年) を目標年次とする。

なお、その際の宮古島市の推計人口は 47,400 人 (人口問題研究所資料より)、観光入り込み客数は 500,000 人 (宮古島市観光基本計画での将来目標値) を使用する。

○宮古圏域居住者の利用

「宮古圏域観光拠点 (広域的公園) 基本構想基礎調査」において平成 24 年度に実施した住民アンケートでは、公園を「よく利用する」が 10.0%、「ときどき利用する」が 38.2%。よく利用する人の頻度を「週 1 回～月に 2 回程度」と仮定すると、月 2～4.4 回であり、中間値を年平均になおすと 38 回/年となる。

また、ときどき利用する人の頻度を「年に 3～5 回」と仮定すると、中間値は 4 回/年となる。

この数値にそれぞれの利用者数の割合をかけると、次のようになる。

$$38 \text{ 回} \times 10\% = 3.8 \text{ 回}$$

$$4 \text{ 回} \times 38.2\% = 1.5 \text{ 回}$$

この結果、住民の公園の平均の利用回数は、年 5.3 回となる。

また住民アンケートでは、大きな公園の選択率は52.1%のため、5.3回×52.1%=2.8回となり、住民による本公園の利用回数は年2.8回となる。

これに目標年次の将来人口47,400人をかけると、

$$47,400 \times 2.8 = 133,000 \text{ 人}$$

となり、本公園の住民利用者数は約130,000人と推計する。

○観光客の利用

対象地は全国でも知名度の高いビーチを有しており、宮古島をはじめ訪れる観光客は必ずと言っていいほど訪問する場である。沖縄県土木建築部の調査(H22.10)[※]によれば、前浜ビーチを訪れた人は43.9%である。

※出典：下地島空港利活用幹事会資料。5年以内に宮古島市を訪れた方を対象とした調査(有効回答数1200人)

また、公園整備により、前浜および公園の立ち寄り率は高まることが予想される。経済波及調査として実施した観光客アンケート調査(平成27年8月に宮古空港等で実施)では、71.7%の人が新しい公園に「行ってみたい」と答えている。

これを加味し、公園の立ち寄り率を50%と仮定する。

この結果、宮古圏域を訪れる観光客50万人の半数が本公園を訪れることになり、約250,000人を公園の観光利用とみなす。

○公園の総利用者数

前記の検討の結果、本公園の推計利用者数は下表のように約38万人となる。

| | |
|---------|----------|
| 住民利用者数 | 130,000人 |
| 観光客利用者数 | 250,000人 |
| 合計 | 380,000人 |

(2) 利用プログラム計画

本公園の3つの目標像に沿って、これを実現するためのプログラム計画を作成した。

なお、これらはすべてを公園が主催するものではなく、圏域住民がホストとなってゲストに提供するもの、宮古島市や民間事業者などが公園を使って開催する方が相応しいものなども含めて例示している。

また、利用プログラムの内容によっては、本公園の中だけでおこなうのではなく、既存の施設や他の場所、住民の方々と連携しておこなうことが相応しいものもあるため、これは別途整理した。

ア) 目標像に即した利用プログラム

○美しい海辺の景観や自然を守り育てる利用プログラム

- ・海と海辺の自然環境に対する理解を深め、その豊かな恵みを享受しながら次世代へと守り育てていくことに役立つような利用プログラムを提供する。
- ・とくにガイドツアーや観察会等については、公園のスタッフが受け持つことはもちろん、すでに近隣のホテルや旅行者等が実施しているプログラムの実施場所としても積極的にPRしたり、逆に公園を拠点としてラムサール条約登録湿地である与那覇湾で実施したりするなど、地域一丸となつての推進を目指す。
- ・また宿泊滞在型の利用の促進にもつなげる「夜の観察会（生き物の夜の生態を対象とする観察会）」や「星空観察会」、季節を問わずに提供でき市の進めるエコアイランドの取り組みとも合致する「環境学習、自然エネルギー体験プログラム」等についても、地域とも連携しながら進める。

| 分野 | 名称 | 概要 | 時期 |
|-------------|---------------------|--|-----|
| 自然観察・ 体験 | 園内ガイドツアー | ボランティアガイド等による園内ガイド。通常の季節・天候だけではなく、雨の日や冬場なども「その時ならでは」の魅力を伝えられるメニューを準備する | 通年 |
| | セルフガイドプログラム | ガイドなしでも楽しめるようパンフレット、マップ、解説板、スマホサイトなどを使ったセルフガイドプログラムを提供する | 通年 |
| | 海辺の生き物観察会 | サンゴや浜辺の生き物の観察会 | 春～秋 |
| | バードウォッチング | 遊歩道沿いなどに設けた野鳥観察小屋を使ったバードウォッチング | 通年 |
| | 雨の日いきもの観察会 | 雨を積極的に活かし、湿り気を好む生物を対象とする観察会 | 適宜 |
| | 夜のいきもの観察会 | 生き物の夜の生態を対象とする観察会 | 夏 |
| | 星空観察会、撮影会 | 望遠鏡を使った星空観察や撮影技術の勉強会 | 通年 |
| | ネイチャーゲーム | 遊びを通じた自然体験プログラム | 通年 |
| | 環境学習、自然エネルギー体験プログラム | 公園内での太陽熱クッキングやソーラー発電体験と、園外でのソーラー発電、風力発電、バイオマスエネルギー施設などの見学学習 | 時期 |

| 分野 | 名称 | 概要 | 時期 |
|------|-------------|---|--------|
| 自然保全 | サンゴ礁などの保全学習 | ビジターセンター施設を使って学ぶ | 通年 |
| | 海岸林の保全プログラム | 外来種であるモクマオウの海岸林を徐々に郷土種の林に転換していく参加型の取り組み | 通年、複数年 |
| | ビーチコーミング、清掃 | 浜辺の漂着物の観察や清掃を通じて環境を学ぶ | 通年 |

○海や海辺での多様なレクリエーションプログラム

- ・公園の最大の資源である海と海辺の環境を活かし、他の場所ではできない体験を思う存分に楽しめる多様なレクリエーションやスポーツ関連のプログラムを提供する。
- ・観光客に対しては実際に海に入って遊ぶカヤックやパドルボードなどのスポーツや遊覧船などのレクリエーションを民間事業者とも連携しながら提供する。
- ・また圏域住民に対してはビーチスポーツや健康スポーツなど、参加者の好みやレベルに応じて長く続けられるプログラムを提供し、公園のリピーター獲得に役立てる。

| 分野 | 名称 | 概要 | 時期 |
|------------------|---------------------------|--|-----|
| 海のレクリエーション | シーカヤック、パドルボード、ウインドサーフィン教室 | 海を身近に感じられるスポーツ | 春～秋 |
| | シュノーケリング体験 | シュノーケリングの基本について学ぶ | 春～秋 |
| | 水遊び、磯遊び、砂遊び | おもに幼児・親子向けの体験メニューとして実施。イベントとしての砂像づくりなど | 通年 |
| | 貝拾い | クラフト作成、標本作成など他のプログラムと組み合わせる実施 | 通年 |
| | グラスボートなど遊覧船 | 既存の前浜港を使い、民間事業者との連携により実施 | 通年 |
| | 海や夕日の撮影会、教室 | カメラマンによる撮影指導など | 通年 |
| スポレク | ビーチスポーツ（ビーチバレー、ビーチサッカー）教室 | 正式な競技ルールに基づくもの、手軽なレクリエーションとしてのものなど参加者のレベルに応じて提供 | 春～秋 |
| | ビーチヨガ、ビーチフラ教室 | 早朝や夕暮れ時などの新しい利用形態として実施 | 春～秋 |
| | 健康スポーツ教室 | ノルディックウォーキング、健康体操など毎日続けられるような健康スポーツの教室 | 通年 |
| | 子どもスポーツ教室 | 楽しく体を動かすことを通じてスポーツの基礎を養う | 通年 |
| | 軽スポーツ（グラウンドゴルフ、パークゴルフ等）教室 | 公園の広場や専用コースを使った軽いスポーツの教室 | 通年 |
| | ユニバーサルイベント | 健常者と障害者が共に楽しめるスポーツ・レクリエーションを実施（キャンプ、フライングディスク、キンボールなど） | 通年 |
| | レンタサイクル | 平良市街地や公園以外の施設ともネットワークした乗り捨て可能型のレンタサイクル | 通年 |
| | プレーパーク | 地形や自然環境を活かして自由に活動できる冒険遊び場 | 通年 |
| 広々とした空間を活かしたイベント | 野外コンサート | 圏域外・県外からも集客力のあるイベント | 適宜 |
| | 伝統芸能祭 | クイチャーなど宮古の伝統芸能の大会 | 適宜 |
| | 物産展 | 宮古の特産品等の展示販売会 | 適宜 |
| | トライアスロン | 既存のトライアスロン大会のスタート地点、運営サポート拠点として活用 | 春 |

○海と結びついた生活や遊びの体験プログラム

- ・かつて島の暮らしと海とが密接に結びついていた時代を知り、これからの時代にあった形で再び海と結びついた宮古らしい生活や遊びなどを体験するためのプログラムを提供する。
- ・また観光客に人気の「食」を活かした伝統食づくり体験や特徴あるお菓子づくり体験、ものづくり体験などは屋内で季節を問わず実施できるため、荒天時や冬場の体験プログラムとして積極的に育んでいく。
- ・なお、こうしたプログラムの中には宮古島市体験工芸村など既存施設や民間事業者らによって提供されているものもあるため、それらと連携して進めることとする。

| 分野 | 名称 | 概要 | 時期 |
|------------|---------------------|---|-----|
| 農林漁業 体験 | 畑仕事体験 | サツマイモやパパイヤなどの収穫体験 | 通年 |
| | 爬龍船（ハーリー）、サバ 二体験 | 伝統的な祭りや漁に使われた船の乗船体験 | 春～秋 |
| | 漁業体験 | 漁師と一緒に船に乗り、地域の伝統的な漁法をはじめ様々な漁を体験する | 通年 |
| | 釣り体験 | 砂浜や前浜港などでの釣りや魚すくい | 通年 |
| つくり 味わう | 伝統食づくり | 地域の伝統的な食づくりの体験 | 通年 |
| | 宮古のお菓子づくり体験 | 地元の人に親しまれている「ばなばんびん」「さたばんびん」「うずまきパン」など個性的なお菓子づくりの体験 | 通年 |
| | ビーチパーティー | 沖縄らしい海辺のレクリエーションを体験 | 春～秋 |
| 伝統 文化体験 | 漆喰シーサーづくり体験 | 雨の日でも体験できる 1～2 時間程度の体験プログラム | 通年 |
| | シーサー色付け体験 | 成形されたシーサーに、好きな色を塗りオリジナルシーサーをつくる | 通年 |
| | 染め物体験 | ウージ（サトウキビ）染め、藍染めなどの郷土植物による染色教室 | 通年 |
| | 民具づくり体験 | シュロ細工、チガヤ細工など | 通年 |
| | 三線体験 | 実際の三線を使い、簡単な曲を練習する | 通年 |
| | クイチャー体験 | 宮古の伝統的な民謡・舞踊であるクイチャーの体験 | 通年 |
| | アートワークショップ | 地元の美術、音楽、工芸などの専門家を講師に招きワークショップを開催 | 通年 |
| | 昔語り | 語り部などによる地域の昔話や言い伝えなど | 通年 |

イ) その他、周辺連携プログラム

- ・宮古圏域全体の自然や歴史資源を活用し、本公園内だけでは実現できないプログラムを展開する。
- ・既に公園外で実施・提供されているプログラムもあるため、実施者などと連携を図り

ながら、公園利用者への紹介・案内も含めて取り組みを進めることとする。

- ・具体的には、公園内にはみられない特徴的な自然環境のある場に出向いて体験活動を行ったり、農林業の生産活動の場で体験をしたり、島全体を周遊するなどのプログラムが考えられる。

| 分野 | 名称 | 概要 | 時期 |
|------|-----------|---|----|
| 自然体験 | バードウォッチング | 与那覇湾などでの野鳥観察 | 通年 |
| | 宮古の森の観察会 | 大野山林のリュウキュウマツ林などでの観察会 | 通年 |
| 歴史体験 | まちあるき | 平良市街地の綾道などの散策 | 通年 |
| | 文化財巡り | 宮古島の史跡や建造物などを巡る | 通年 |
| | 無形文化財体験 | 無形民俗文化財や祭りなどの見学 | 限定 |
| 産業体験 | 体験農業 | 島内の農地での伝統的な野菜や南国果樹の観察、もぎ取り体験など | 通年 |
| | サトウキビ刈り体験 | 公園に隣接するサトウキビ畑でのキビ刈り体験 | 冬 |
| | 工場見学 | 製糖工場や泡盛工場などの見学 | 限定 |
| 周遊 | 周辺散策 | 与那覇湾の干潟や来間島のビーチなどへの案内 | 通年 |
| | 島内サイクリング | 宮古島市や周辺施設との連携により、安全に楽しめるサイクリングルートを設定し、全島を巡る | 通年 |

ウ) 様々な条件に応じた利用プログラムの例

ここまで公園の目標像に対応する分類で整理した利用プログラムについて、分類の切り口を変えると次のように整理できる。

○悪天候時でも楽しめるプログラム（例、再掲）

雨や風などの悪天候時でも楽しめる利用プログラムとしては、インドア開催される各種体験のほかに、雨を積極的に活かす自然観察会などが挙げられる。

- ◆ 雨の日いきもの観察会
- ◆ 泥んこ遊び教室
- ◆ つくり味わう体験（伝統食、宮古のお菓子づくりなど）
- ◆ 伝統文化体験（シーサーづくり、民具づくり、クイチャー体験など）

○海に入れない時期に楽しめるプログラム（例、再掲）

前述の「悪天候時でも楽しめるプログラム」のほか、冬ならではの素材を活かしたもののづくり体験、農業体験などが挙げられる。

- ◆ ビーチコーミング（貝殻やサンゴ、漂着物の収集、観察）
- ◆ 伝統食づくり体験（本土では夏のものだが宮古では通年収穫できるヘチマ、パパイヤ、冬瓜を使った料理など）
- ◆ サトウキビ刈り体験

○夜間や早朝に楽しめるプログラム（例、再掲）

非日常的な体験として利用者の満足度を高める夜間や早朝に楽しめるプログラムとしては、その環境を活かした自然観察会のほか、沖縄らしい海辺のレクリエーションであるビーチパーティー体験などが挙げられる。

- ◆ 夜のいきもの観察会
- ◆ 星空観察会、撮影会
- ◆ 海や夕日の撮影会
- ◆ ビーチパーティー体験

○高齢者や障害者を含めた幅広い利用者が楽しめるプログラム（例、再掲）

高齢者等に対応し、幅広い利用者が楽しめるプログラムとしては、健康スポーツやユニバーサルイベントなどが挙げられる。

また、その他の各種プログラムにおいても、説明や解説文の文字サイズの大型化・多言語化、携わるスタッフのスキル向上などによって、公園で提供されるプログラムやサービス全体のユニバーサル化を進める。

- ◆ 健康スポーツ教室
- ◆ ユニバーサルイベント

エ) 公園内でのプログラム展開のイメージ

- ・ 利用プログラムは、必要な環境や施設に応じて実施されることになり、これを現在の公園計画上に反映すると、次のようになる。



図 7 公園施設・空間ごとの利用プログラムの提供イメージ（赤字は代表的なプログラム）

出典
 ①③⑨： パフ、那覇沖縄宮古諸島
 ②④⑤⑥： パフ、とびっきりのこどもの笑顔のためのサバー・レビ
 ⑦⑧： パフ、沖縄の都市公園
 ⑩： 多久市HP

(3) 津波災害への対応

本公園は海岸沿いの前浜地区に位置しており、県が行った津波浸水被害想定調査では、当地区は宮古島で最も津波浸水の恐れがある地区となっている。このため、津波防災の観点から、以下の項目に留意した公園整備に努めるものとする。

ア) 津波避難施設

- ・津波災害時にはできるだけ早く避難場所に到達できる環境が必要である。避難地として、公園区域外は2箇所の避難施設（民間ホテル、マンション）が立地している。
- ・5分以内で避難する場合、避難距離は300mとなる（歩行速度1.0m/1秒とする）。10分以内で避難する場合、避難距離は600mとなる。
- ・津波影響開始時間（12分）を考慮し、避難を開始するまでを2分と想定して10分で到達できる避難地を検討した場合、公園内に2箇所の避難施設を設けることと、周辺の避難施設を活用することが妥当と考える。

※沖縄県津波避難計画策定指針（H25.3）では、津波避難の原則として「①5分以内の避難、②5m以上又は予想される範囲・高さ以上の場所への避難」を挙げている。

※歩行速度は、同指針および消防庁津波対策推進マニュアルにおいて示されている1.0m/秒（老人自由歩行速度、群集歩行速度、地理不案内者歩行速度等）を目安とする。

※沖縄県防災計画（H27.3）では、「徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。特に、津波到達時間が短い地域では、おおむね5分程度の避難を可能とする。ただし、地形や土地利用状況等から困難な地域では、津波到達時間などを考慮する。」と示している。

※H27.3に改訂された津波到達予想図（来間港）では、影響開始時間12分（±20cm）、20分（+50cm）、到達時間22分とされる。

※沖縄県広域地震・津波避難訓練モニタリング調査結果（H25）では、宮古島市の観光施設（うへのドイツ文化村）の避難訓練にて、放送による避難呼びかけから2分後に観光客及び施設職員の避難が開始された。

イ) 津波避難経路

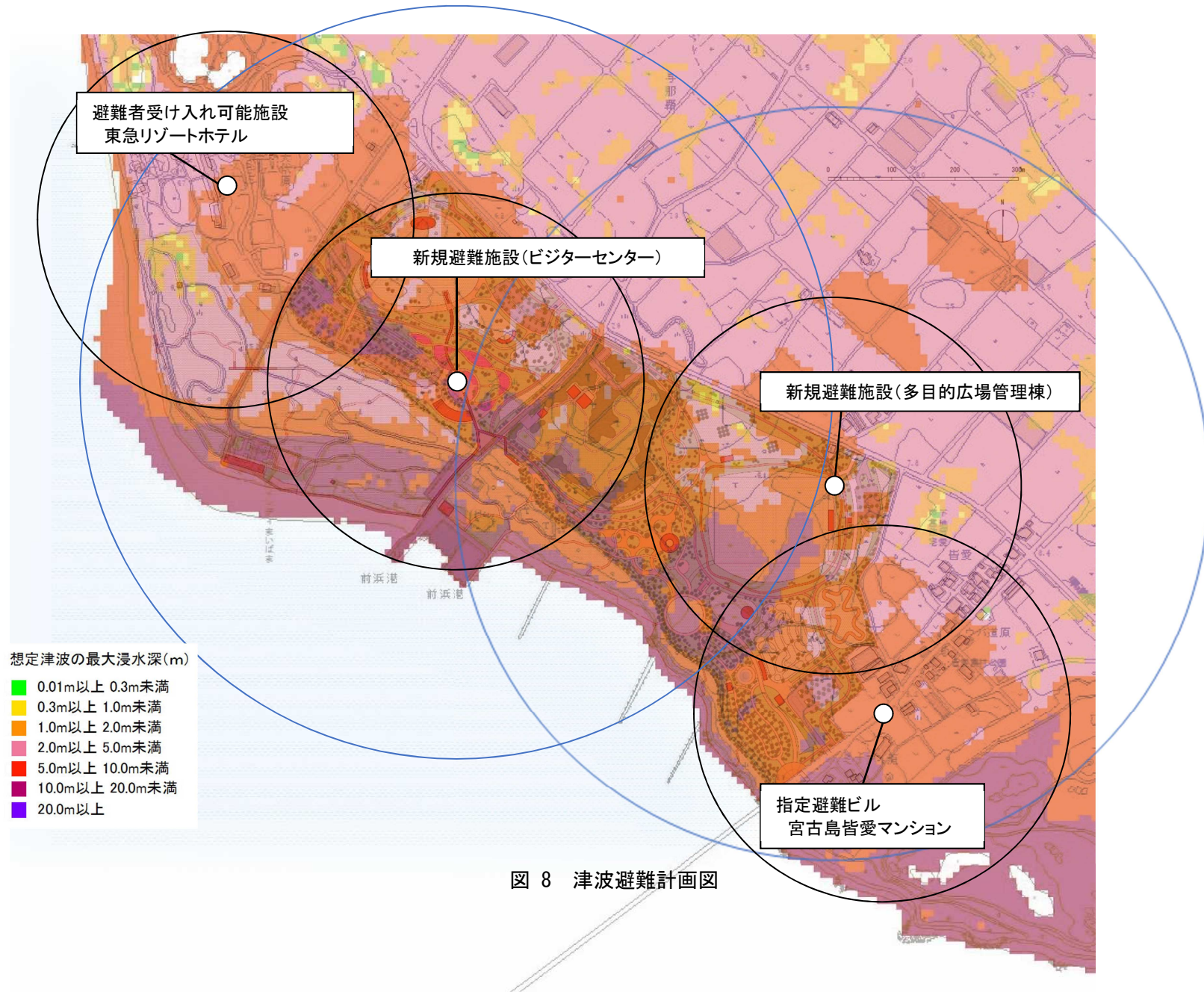
- ・津波災害時には、海岸から直線的（津波の進行と同方向）に避難することが重要となり、避難の目標地点まで最短時間かつ安全に避難できる経路を設定する。また、わかりやすいサインにより避難経路を明示する。あわせて放送設備の充実を図る。
- ・多様な公園利用者を想定し、避難経路では高齢者などの移動弱者への対応を図る。

ウ) 津波浸水の減衰

- ・樹木による津波エネルギーの減衰効果が発揮されることが既往の知見で確認できることから、津波エネルギーの減衰の一定の効果を期待した樹林地を計画する。
- ・浸水深8m以上ではほぼ全ての樹木が被害を受け、樹木による津波エネルギーの減衰効果は期待できないことから、それに十分に留意した計画とする。

エ) 防災教育

- ・ 津波被害は物理的に低減するだけでなく、防災教育を通して普段から防災意識を醸成させることが重要であることから、公園管理者、利用者とも災害発生時に備えた体験活動や訓練を行う。



3. 土地利用計画

(1) 施設配置計画

ア) 施設配置方針

- ・本公園の施設計画においては、いわゆる箱ものを最小限にすること、既存の施設を活用すること、自然環境・自然景観に配慮することを基本的な方針とする。
- ・公園は広大であり、既存道路に接道する延長も長いため、複数のゲートを設けて駐車場等の施設を分散配置する。
- ・保安林は極力保全し、遊歩道の配置においては原則として既存園路を利用するとともに、新たな園路も環境の保全に最大限配慮して配置する。また海辺の森強化ゾーンには樹林や自然地を活かせるキャンプ場等を配置し、樹林地を拡大して緑地機能の充実を図る。
- ・観光農園まじりの部分は、少なくとも第1次整備の段階においては現状の施設が活用されると仮定し、後年周囲と一体的な形態に改修可能な施設を配置する。

イ) 配置計画

○主要施設の配置計画

配置計画は前章で設定したゾーニングに基づいて行う。下図は具体的に検討した施設配置に応じてゾーンの形状を整えたものである。

次頁に主要施設とその他の導入施設の一覧を示す。

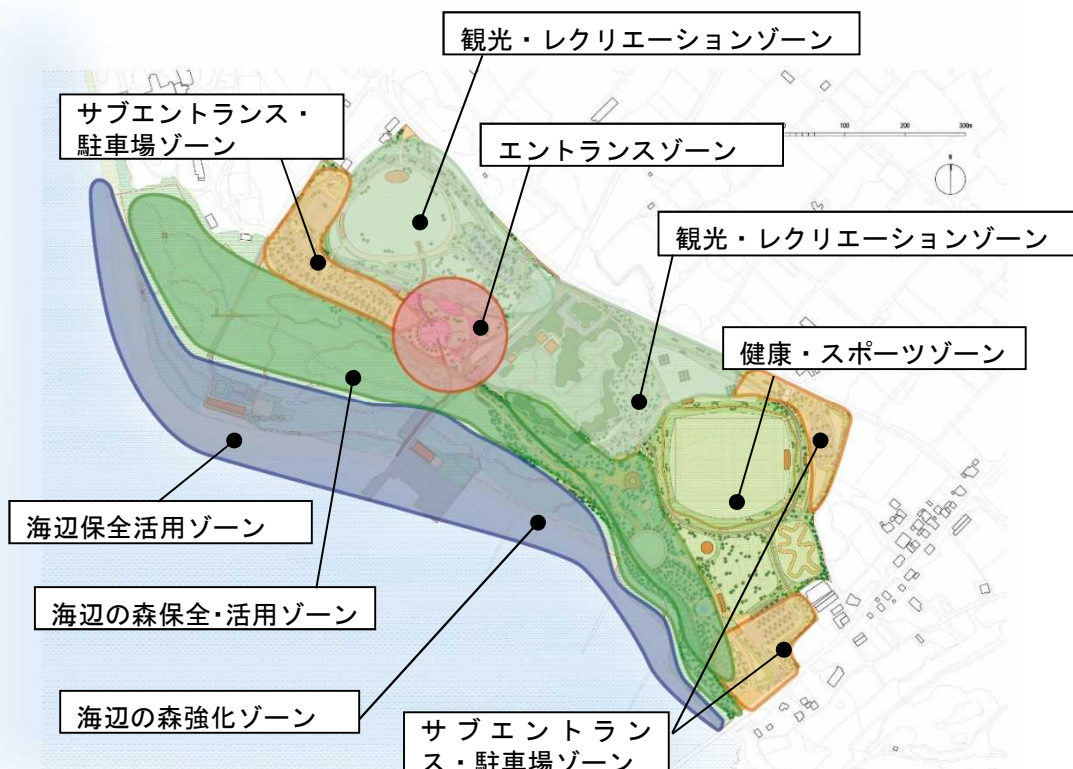


図 9 施設配置図とゾーニングの重ね図

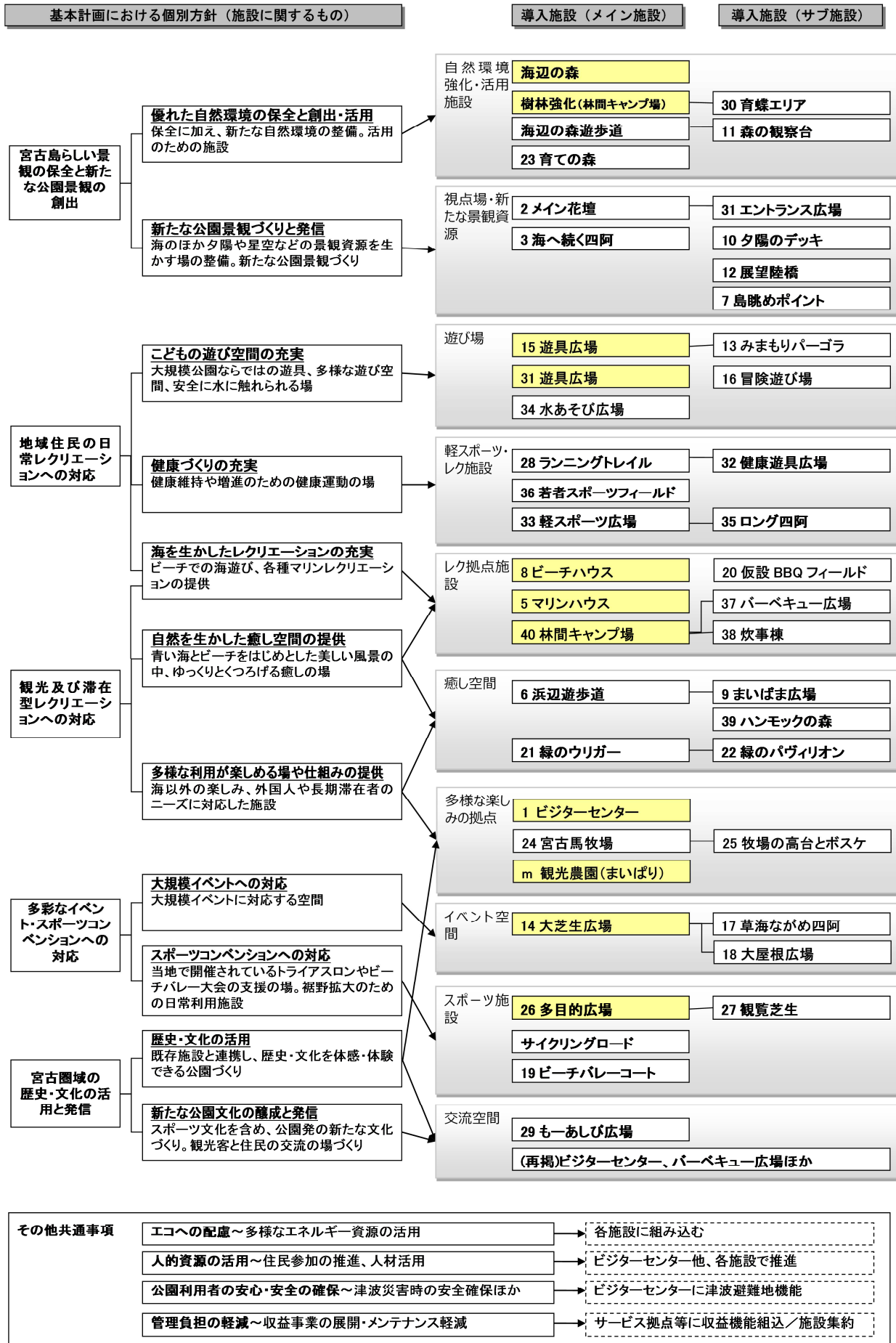


図 10 宮古広域公園における導入機能と施設の体系



- | | | |
|----------------|-----------------|----------------|
| 1. ビジターセンター | 21. 緑のウリガー | a. 大型バス駐車場 |
| 2. メイン花壇 | 22. 緑のパヴィリオン | b. 西駐車場 |
| 3. 海へ続く四阿 | 23. 育ての森 | c. 北駐車場 |
| 4. ハンプ広場 | 24. 宮古馬牧場 | d. 東駐車場 |
| 5. マリンハウス | 25. 牧場の高台とボスケ | e. 前浜駐車場 |
| 6. 浜辺遊歩道 | 26. 多目的広場 | f. 港駐車場 |
| 7. 島眺めポイント | 27. 観覧芝生 | g. 来間島口駐車場 |
| 8. ビーチハウス | 28. ランニングトレイル | h. エントランス広場 |
| 9. まいばま広場 | 29. もーあしび広場 | i. 西エントランス小広場 |
| 10. 夕陽のデッキ | 30. 育蝶エリア | j. 東エントランス小広場 |
| 11. 森の観察台 | 31. 遊具広場 | k. 東管理棟 (詰所) |
| 12. 展望陸橋 | 32. 健康遊具広場 | L. 多目的広場管理棟 |
| 13. みまもりパーゴラ | 33. 軽スポーツ広場 | m. 観光農園 (まいばり) |
| 14. 大芝生広場 | 34. 水あそび広場 | |
| 15. 遊具広場 | 35. ロング四阿 | |
| 16. 冒険遊び場 | 36. 若者スポーツフィールド | |
| 17. 草海ながめ四阿 | 37. パーベキュー広場 | |
| 18. 大屋根広場 | 38. 炊事棟 | |
| 19. ビーチバレーコート | 39. ハンモックの森 | |
| 20. 仮設BBQフィールド | 40. 林間キャンプ場 | |

特に重要な施設

図 11 施設配置計画

